

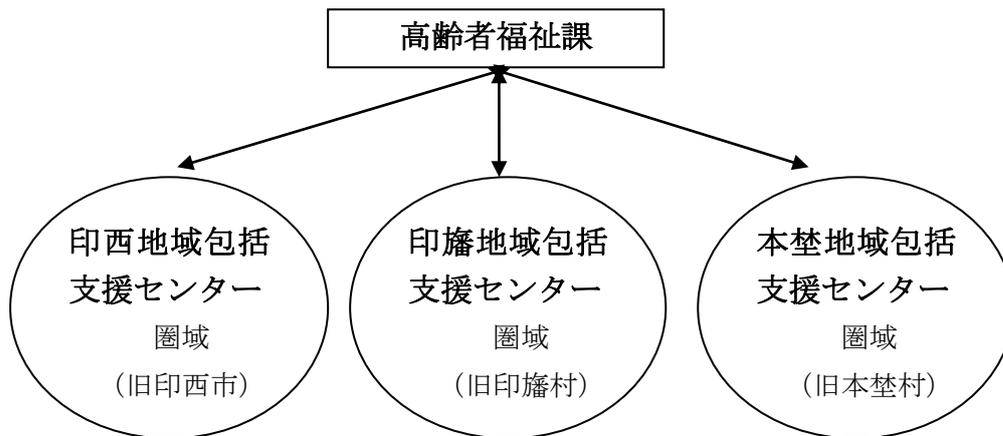
印西市地域包括支援センター 5 圏域設置に向けて

第 6 期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画において、身近な地域においてきめ細やかな介護サービスが受けられるよう日常生活圏域を 5 圏域に設定しました。

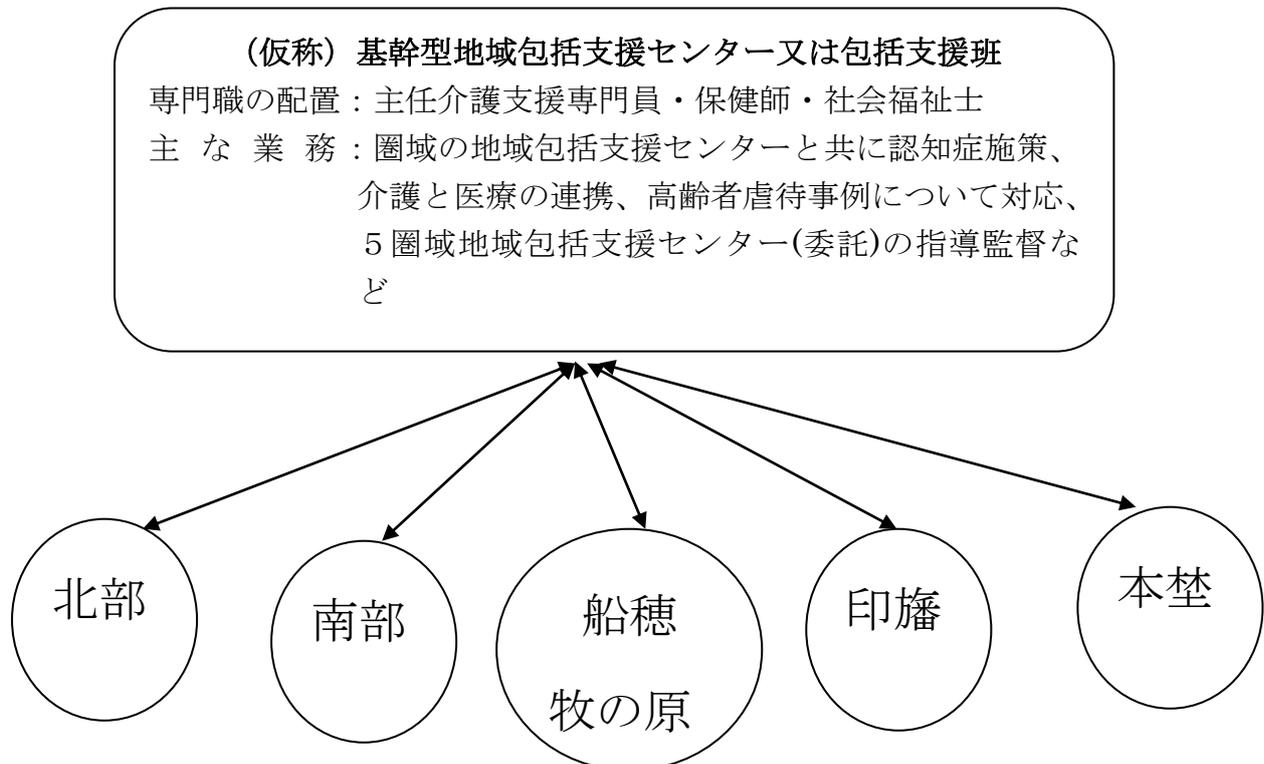
そこで、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として、平成 29 年 4 月には、圏域ごとに 1 箇所の地域包括支援センターが設置できるよう検討をしています。

【設置方針】

◎現在の印西市地域包括支援センター



◎今後の印西市地域包括支援センター



①地域包括支援センターの委託化を図る。

実務経験を積んだ専門職の確保も可能となり、細分化された圏域で地域の様々な相談に対応できる体制を整えることができると考えている。

②現在直営の地域包括支援センターに配置されている専門職を各地域包括支援センターを総括する担当として高齢者福祉課内に配置(基幹型地域包括支援センター又は包括支援班)し、新たに地域支援事業の包括的支援事業に加えられた、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等、圏域の地域包括支援センターの連携を可能とするため、他部署や機関との調整を必要とする事業を推進する。

◎業務委託内容

(1) 総合相談業務

①地域におけるネットワークの構築

②実態把握

③総合相談支援

④介護予防・日常生活支援事業に関する相談・基本チェックリストの実施

(2) 権利擁護業務

①成年後見制度の活用促進

②老人福祉施策等への措置支援

③高齢者虐待への対応

④困難事例への対応

⑤消費者被害の防止

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

①包括的・継続的なケア体制の構築

②介護支援専門員への支援(ネットワーク構築、個別相談、支援困難事例への指導助言)

(4) 地域包括支援ネットワークの構築

①協議体への参加

②地域ケア会議の実施

(5) 在宅医療・介護連携推進事業

(6) 認知症施策推進事業

(5)、(6)については基幹型地域包括支援センター(仮称)とともに事業を実施する。

◎指定介護予防支援事業所としての業務

(1) 第1号介護予防支援事業

総合事業における介護予防ケアマネジメント業務

(2) 指定介護予防支援業務

要支援認定者で総合事業利用者以外の介護予防支援サービス計画作成業務

◎地域包括支援センターの人員配置

地域包括支援センターの人員配置については、「印西市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る職員等の基準を定める条例」により、第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者、主任介護支援専門員を各1名配置することが原則とされている。

- ※ 保健師に準ずる者とは、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師
- ※ 社会福祉士に準ずる者とは、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

◎日常生活圏域（5圏域）における人員配置（案）

圏域別人口：平成27年4月1日現在

圏域		北部	南部	船穂・牧の原	印旛	本埜
第一号被保険者数		5,708人	5,612人	2,115人	3,156人	1,825人
前期高齢者数		3,235人	3,690人	1,204人	1,692人	945人
後期高齢者数		2,473人	1,922人	911人	1,464人	880人
圏域別高齢化率		26.8%	16.7%	13.0%	23.5%	20.7%
人員配置 (名)	主任介護支援専門員	1	1	1	1	1
	保健師	1	1	1	1	1
	社会福祉士	1	1	1	1	1
備考		3職種の内いずれか1職種を増員配置し4名体制とする	3職種の内いずれか1職種を増員配置し4名体制とする			
指定介護予防支援事業所の人員		<p>人員については、3職種の業務に支障がない範囲で兼務は可とするが、1名あたりの担当件数は10名程度とし、それ以上の担当件数となる場合は委託先で必要な人員を配置する。</p> <p>なお、指定予防支援事業所に配置する人員に係る経費は、指定介護予防支援事業所の介護予防支援サービス計画作成料等により賄うものとする。</p>				

◎委託までのスケジュール（案）

平成27年9月	圏域ごとに地域包括支援センター設置場所を選定し、運営費以外の施設の維持管理費等の経費を算出
平成28年2月	地域包括支援センター法人審査委員会設置要領（案）作成 業務委託に係る実施要領、仕様書、法人選定公募基準等の骨子（案）作成 地域包括支援センター運営協議会にて委託方針説明
4月	事業実施（発注）、事業実施要領の確定（市長決裁）
5月	入札等審査会 ・プロポーザル審査委員会設置要領策定 ・募集要領策定（企画提案書作成要領、審査要領）
6月	募集要領の公示 ・説明会の実施 ・参加申込（参加資格確認、参加資格確認結果通知）
7月	企画提案書提出 ・審査会の開催（企画提案書審査）
8月	入札審査会 ・審査結果の通知及び事業者決定 ・契約締結
11月	地域包括支援センター運営協議会にて今後の委託運営体制及び運営計画について説明
平成29年1月	5圏域5カ所包括業務委託準備開始
4月	平成29年4月1日 包括支援センター（5圏域）運営開始